

2018年7月18日

お客さま各位

オリックス生命保険株式会社

「平成30年7月豪雨」の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域^(*1)のお客さまを対象に、下記のとおり特別なお取扱いをいたします。

記

1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）

対象のご契約	災害救助法適用地域 ^(*1) において被害に遭われたご契約者さまの個人保険 ^(*2)
適用金利	年利 0.00 % ^(*3)
契約者貸付金額の上限	なし（ただし、約款規定の範囲内とする）
特別金利適用期間	2019年1月31日まで
受付期間	2018年9月30日まで

^(*1) 災害救助法適用地域については、こちらをご覧ください。

<http://www.seiho.or.jp/info/category/news/disaster>

^(*2) 解約払戻金のない商品や、旧ハートフォード生命の商品は除きます。詳細につきましては「カスタマーサービスセンター」までお問合せください。

^(*3) 追加貸付については、所定の金利が適用になります。

2. 入院給付金に関する特別なお取扱い

以下（1）～（3）に該当した場合、「本来必要であった入院期間」について医師の証明を提出いただくことで、入院給付金をお支払いいたします。

（1）すぐに入院できなかった場合

病院の事情により、被災後、すぐに入院できず、その後入院した場合は、被災日から入院を開始したものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

（2）退院が早まった場合

病院の事情により、引き続き入院が必要であったにもかかわらず、強制的または早期

に退院を余儀なくされ、臨時施設などで治療を受けた場合でも、「本来必要であった入院期間」として入院給付金をお支払いいたします。

(3) 医療施設に入院できなかった場合

病院への入院を伴わず、全治療が臨時施設などでなされた場合でも、臨時施設などで治療を受けた期間について「本来必要であった入院期間」として入院給付金をお支払いいたします。

3. 必要書類の一部省略

保険金・給付金・契約者貸付金のお手続きの際、お申し出により必要書類の一部を省略する場合がございますので、ご相談ください。

また、2018年7月9日付[「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨（平成30年7月豪雨）により被害を受けられた皆さまへ」](#)でご案内のとおり、災害救助法適用地域^(*1)の皆さまを対象に特別措置を実施しています。

【特別措置の内容】

■保険料払込猶予期間の延長

ご契約者さまからのお申し出により、保険料の払込みについて、猶予期間を最長で6か月間延長いたします。

■保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

保険金・給付金、契約者貸付のお手続きの際、ご契約者さまからのお申し出により必要書類の一部を省略する場合がございますのでご相談ください。

詳細につきましては、以下カスタマーサービスセンターまでお問合わせください。

以上

<お問合せ先>

オリックス生命保険株式会社

カスタマーサービスセンター 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）